



# 佐賀県公報

平成20年  
5月20日  
(火曜日)  
第13051号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 告示

- ◎佐賀県造林事業補助金交付要綱の一部改正 (一三四・林業課) 一
  - 廃川敷地等の発生 (一三五・河川砂防課) 九
  - 道路の区域の変更 (一三六・道路課) 九
  - 道路の供用開始 (一三七・ ) 九
  - 道路の区域の変更 (一三八・ ) 一〇
  - 道路の供用開始 (一三九・ ) 一〇
- 公安委員会事項
- ICカード運転免許証追記装置の借入れに係る一般競争入札 (公)告) 一〇
  - ICカード運転免許証チェックコード生成装置の借入れに係る一般競争入札 ( ) 一三
- 正誤
- 平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報第一三〇三七号中訂正 (道路課) 十四

## 告示

### ◎佐賀県告示第三百三十四号

佐賀県造林事業補助金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第八百六十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月二十日

佐賀県知事 古川 康

第四条中「毎年度三月十五日まで」を「知事が別に定めるもの」に改める。  
第六条第四号中「作業路」を「作業道等」に改め、同条第六号本文中「作業

路」を「作業道等」に改め、同号口を次のように改める。

口 当該補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、絆の森作業道、特定林地改良作業道、衛生伐作業道、団地間伐作業道及び長期育成循環作業道(以下「育成単層林作業道等」という。)の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為

第六条第七号中「事業計画」を「市町村森林整備事業計画」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 作業道等(育成単層林作業道等を含む。以下同じ。)の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めるときを除く。)は、当該作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

第六条第九号中「流域公益保全林整備事業及び流域循環資源林整備事業」を「流域育成林整備事業」に改め、同条第十号中「流域公益保全林整備事業、流域循環資源林整備事業」を「流域育成林整備事業」に改め、同条第十一号中「流域公益保全林整備事業及び流域循環資源林整備事業」を「及び流域育成林整備事業」に改める。  
別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区 分		実 施 主 体	規 模	補 助 率
1 育成林整備事業	1 公的森林整備推進事業	市町、森林整備法人、林業公社及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)の規定に基づき選定された事業者(以下「PRI事業者」という。)。ただし、PRI事業者については、対象を市町有林で行うものに限る。 なお(5)については、市町のおつせんに基づき受託により実施するものに限る。	1 施行地の面積が0.1ha以上かつ(1)のア、ウ、オ及び(2)以外のものにあつては、1事業主体による施行地の面積の合計が4ha以上	10分の5(育成単層林整備における整理伐、人工造林及び単層林改良、育成複層林整備における整理伐、受光伐、樹下植栽等及び複層林改良並びに長期育成循環整備における樹下植栽により広葉樹林の造成を行うものにあつては、10分の6)以内
	2 流域育成林整備事業	地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等(森林整備法人及び民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された公益法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又はその基本財産の全部若しくは	1 施行地の面積が0.1ha以上かつ(1)のア、ウ、オ及び(2)以外のものにあつては、1事業主体による施行地の面積の合計が4ha(生産森林組合が事	10分の4(育成単層林整備における整理伐、人工造林及び単層林改良、育成複層林整備における整理伐、受光伐、樹下植栽等及び複層林改良並びに長期育成循環整備における樹下植栽等により広

	<p>(2) 育成複層林整備 ア 整理伐 イ 人工林整理伐 ウ 受光伐 エ 樹下植栽等 カ 保育(植栽型) キ 保育(天然更新型) ク 育成複層林作業道</p> <p>(3) 機能増進保育 ア 抜き伐り等 イ 機能増進保育作業道</p> <p>(4) 団地間伐</p> <p>(5) 長期育成循環整備 ア 誘導伐 イ 樹下植栽 ウ 保育(植栽型) エ 保育(天然更新型) オ 長期育成循環作業道</p> <p>(6) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 ウ 林床保全整備</p>	<p>一部を抛出しているものに限る。)をいう。)及び森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に規定する団体、同令第11条第8号に規定する団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者</p>	<p>業主体である場合は3ha、森林施業計画の認定を受けた者及び市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が事業主体である場合は0.5ha)以上</p>	<p>葉樹林の造成を行うものにあつては、10分の5)以内</p>
<p>2 森林空間総合整備事業</p>	<p>(1) 全体計画調査 (2) 共生環境整備 ア 樹木等の植栽・播種 イ 雑草木の除去 ウ 不用木の除去・不良木の淘汰 エ 枝葉の除去 オ 林間広場整備 カ 土壌条件の改良 キ 作業道等の開設等</p> <p>(3) 付帯施設整備 ア 標識類整備 イ 林内作業場整備 ウ 駐車場整備 エ 防火施設整備 オ 渓流路整備 カ 環境教育促進施設整備 キ 健康増進広場整備 ク 健康促進施設整備</p>	<p>市町</p>	<p>50ha以上のまとまりのある森林で行うもの</p>	<p>10分の7(用地取得については10分の4)以内</p>
<p>2 共生環境整備事業</p>				

	<p>(4) 林内歩道等整備 ア 林内歩道 イ 森林空間作業道</p> <p>(5) 用地等取得 ア 土地取得 イ 立木竹取得</p>			
<p>絆の森整備事業 市民参加型整備 行政支援タイプ</p>	<p>(1) 全体計画調査 (2) 共生環境整備 ア 育成単層林整備 (ア) 整理伐 (イ) 人工造林 (ロ) 単層林改良 (ハ) 保育(植栽型) (ニ) 保育(天然更新型) イ 育成複層林整備 (ア) 整理伐 (イ) 受光伐 (ロ) 樹下植栽 (ハ) 複層林改良 (ニ) 保育(植栽型) (イ) 保育(天然更新型)</p> <p>(3) 付帯施設整備 ア 標識類整備 イ 林内作業場整備 ロ 駐車場整備 エ 防火施設整備 オ 渓流路整備 カ 環境教育促進施設整備 キ 健康増進広場整備 ク 健康促進施設整備</p> <p>(4) 林内歩道等整備 ア 林内歩道 イ 森林空間作業道</p> <p>(5) 用地等取得 ア 土地取得 イ 立木竹取得</p>	<p>市町</p> <p>森林施設計画の認定を受けた者(森林所有者及び森林組合その他林業事業体を除く。)</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりがある森林で行うもの</p>	<p>10分の7(用地取得については10分の4)以内</p>
<p>絆の森整備事業 市民参加型整備 市民主導タイプ</p>	<p>(1) 共生環境整備 ア 育成単層林整備 (ア) 整理伐 (イ) 人工造林</p>	<p>森林施設計画の認定を受けた者(森林所有者及び森林組合その他林業事業体を除く。)</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりがある森林で行うもの</p>	<p>10分の7以内</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ウ) 単層林改良</li> <li>(エ) 保育(植栽型)</li> <li>(オ) 保育(天然更新型)</li> <li>イ 育成複層林整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 整理伐</li> <li>(イ) 受光伐</li> <li>(ウ) 樹下植栽</li> <li>(エ) 複層林改良</li> <li>(オ) 保育(植栽型)</li> <li>(カ) 保育(天然更新型)</li> </ul> </li> <li>(2) 付帯施設整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 標識類整備</li> <li>イ 林内作業場整備</li> <li>ウ 駐車場整備</li> <li>エ 防火施設整備</li> <li>オ 渓流路整備</li> <li>カ 環境教育促進施設整備</li> <li>キ 健康増進広場整備</li> <li>ク 健康促進施設整備</li> </ul> </li> <li>(3) 林内歩道等整備             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 林内歩道</li> <li>イ 森林空間作業道</li> </ul> </li> </ul>			
<p>緑の森整備事業 市民参加型整備 市民開放タイプ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共生環境整備 市民主導タイプ(1)に準ずる。</li> <li>(2) 付帯施設整備 市民主導タイプ(2)ア～キに準ずる。</li> <li>(3) 林内歩道等整備 市民主導タイプ(3)に準ずる。</li> </ul>	<p>森林所有者のうち森林施業計画の認定を受けた者又は市町との森林整備に関する協定を締結した森林所有者</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上かつ、5ha以上のまとまりがある森林で行うもの</p>	<p>10分の7以内</p>
<p>緑の森整備事業 野生生物共生林整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共生環境整備 樹木等の植栽・播種 イ 雑草木の除去 ウ 不用木の除去・不良木の淘汰 エ 枝葉の除去 オ 作業道等の開設等</li> <li>(2) 付帯施設整備 森林空間総合整備事業(3)に準ずる</li> <li>(3) 林内歩道等整備 森林空間総合整備事業(4)に準ずる</li> <li>(4) 用地等取得 森林空間総合整備事業(5)に準ずる。</li> </ul>	<p>市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林所有者の団体及び森林施業計画の認定を受けた者</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりがある森林で行うもの</p>	<p>10分の7(用地取得について10分の4)以内</p>

3	<p>機能回復整備事業</p> <p>保全松林緊急保護整備事業 保全松林健全化整備</p> <p>保全松林緊急保護整備事業 松林保護樹林帯造成</p>	<p>衛生伐 不用木等の除去・処理 (1) 衛生伐作業道 (2)</p> <p>(1) 育成単層林整備 整理伐 人工造林 単層林改良 保育(植栽型) 保育(天然更新型) 土壌改良 育成単層林作業道 (2) 育成複層林整備 整理伐 複層林改良 保育(天然更新型) 土壌改良 育成複層林作業道 (3) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備</p>	<p>市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体</p> <p>市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上</p> <p>1 施行地の面積が0.1ha以上</p>	<p>10分の7以内</p> <p>10分の7以内</p>
特定森林造成事業 特定林地改良	<p>(1) 特定林地改良 (2) 特定林地改良作業道 (3) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備</p>	<p>市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上</p>	<p>10分の7以内</p>	
特定森林造成事業 耕作放棄地等森林造成	<p>(1) 育成単層林整備 流域育成林整備事業(1)に準ずる。 (2) 育成複層林整備 流域育成林整備事業(2)に準ずる。 (3) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備 林内作業場及び林内かん水施設整備 生育環境補完整備</p>	<p>市町</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上</p>	<p>10分の4以内</p>	
特定森林造成事業 造林未済地緊急造林	<p>(1) 育成単層林整備 人工造林 保育(植栽型)</p>	<p>市町</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上</p>	<p>10分の4以内</p>	
被害地等森林整備事業	<p>(1) 育成単層林整備 流域育成林整備事業(1)に準ずる (2) 育成複層林整備 流域育成林整備事業(2)に準ずる</p>	<p>市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人及び森林所有者の団体。ただし、市町が事業主体になることができるのは森林整備</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上かつ1事業主体による施行面積の合計が0.5ha以上</p>	<p>10分の4以内(平成16年の台風18号及び台風23号による災害にあつては、10分の6)以内</p>	

	<p>(3) 機能増進保育 流域育成林整備事業(3)に準ずる</p> <p>(4) 付帯施設等整備 鳥獣害防止施設等整備</p>	<p>備協定造林として行う場合に限る。 なお、(1)の工(倒木起こしを除く。)を行う場合は、保安林等に限る。</p>	<p>(指定被害地造林、 松くい虫被害地等緊急造林及び被害地造林にあつては、1施行地の被害区域面積が0.1ha以上)</p>	<p>10分の4(育成単層林整備における整理伐及び人工造林、育成複層林整備における整理伐、受光及び樹下植栽等)により広葉樹造林の造成を行うものにあつては、10分の5)以内</p>
<p>4 居住地森林環境整備</p>	<p>(1) 居住地周辺森林整備</p> <p>ア 育成単層林整備</p> <p>イ 育成複層林整備</p> <p>(2) 路側樹林帯整備</p>	<p>市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人及び森林法施行令第11条第7号に規定する団体、同令第11条第8号に規定する団体及び森林施業計画の認定を受けた者</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上かつ整備する森林面積の合計が20ha以上</p>	
<p>里山エリア再生交付金の事業</p>	<p>(1) 居住地周辺森林整備</p> <p>ア 整理伐</p> <p>イ 人工造林</p> <p>ロ 単層林改良</p> <p>ハ 保育(植栽型)</p> <p>ニ 保育(天然更新型)</p> <p>ヘ 育成複層林整備</p> <p>ホ 整理伐</p> <p>ヘ 受光伐</p> <p>ヘ 樹下植栽等</p> <p>ヘ 複層林改良</p> <p>ヘ 保育(植栽型)</p> <p>ヘ 保育(天然更新型)</p> <p>(3) 林内歩道等整備</p> <p>ア 林内歩道</p> <p>イ 居住地森林作業道</p> <p>ロ 付帯施設整備</p> <p>ハ 防火施設整備</p>			

<p>地域創造型整備</p>	<p>イ 林内作業場整備 ウ 標識類整備</p> <p>里山エリア再生計画に定める目標及び指標の達成に必要な、計画策定主体の提案する地域の創造力を活かした整備(総事業費の10%以内。ただし、森林及び施設の整備について林野庁長官が特に認める場合はこの限りではない。)</p>	<p>市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人及び森林法施行令第11条第7号に規定する団体、同令第11条第8号に規定する団体及び森林施業計画の認定を受けた者</p>		
----------------	--	---	--	--

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県造林事業補助金交付要綱の規定は、平成二十年度分の補助金から適用する。



●佐賀県告示第三百三十五号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県土づくり本部河川砂防課及び鳥栖土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 河川の名称

筑後川水系高原川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十年五月二十日

三 廃川敷地等の位置

三養基郡基山町大字小倉字氏林九八四番三地先

四 廃川敷地等の種類及び面積

(一) 種類 土地

(二) 面積 二〇・七〇平方メートル

●佐賀県告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年五月二十日から平成二十年六月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	変更前の別	幅員 メートル
一般国道 三三三号	唐津市七山滝川字古河二一〇〇番一地从先から	七五・二
	唐津市七山藤川字堂原二七三二番一地从先まで	一三・〇
	唐津市七山滝川字古河二一〇〇番一地从先から	一八・五
	唐津市七山藤川字堂原二七三二番一地从先まで	七・三
県道 七山厳木線	唐津市七山滝川字古河二一〇〇番一地从先から	二七・四
	唐津市七山滝川字古河二一〇〇番一地从先から	一・二・〇
	唐津市七山滝川字古河二二三六番九地先まで	八・〇
	唐津市七山滝川字古河二二三六番九地先まで	五・三
	延長 メートル	八四九・九
		八二一・八
		四五・二
		七九・四

●佐賀県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年五月二十日から平成二十年六月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三三三号	唐津市七山滝川字古河二一〇〇番一地从先から 唐津市七山藤川字堂原二七三二番一地从先まで	平成二〇・五・二〇
県道 七山厳木線	唐津市七山滝川字古河二一〇〇番一地从先から 唐津市七山滝川字古河二二三六番九地先まで	"

●佐賀県告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年五月二十日から平成二十年六月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
武雄福富線	杵島郡白石町大字福富字一本松八七九番一四地先から杵島郡白石町大字福富字五本柳一六七三番一地先まで	後	一四・五 一・四	三四九・六
	杵島郡白石町大字福富字一本松八七九番一四地先から杵島郡白石町大字福富字五本柳一六七三番一地先まで	前	一四・五 七・三	三四九・六

●佐賀県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年五月二十日から平成二十年六月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
武雄福富線	杵島郡白石町大字福富字一本松八七九番一四地先から杵島郡白石町大字福富字五本柳一六七三番一地先まで	平成二〇・五・二〇

○公安委員会事項

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年5月20日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部公計課長 古岡 初彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量  
ICカード運転免許証追記装置 一式
- (2) 借入物品の使用その他の明細  
入札説明書による。
- (3) 借入期間  
平成21年1月1日から平成25年12月31日まで（60か月）
- (4) 納入場所  
佐賀県警察本部運転免許センター、運転免許試験場及び全警察署（詳細は入札説明書による。）

2 入札参加資格及び条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であつても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加

<p>資格の受けがなされているものは除く。)でないこと。</p> <p>(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受けがなされているものは除く。)でないこと。</p> <p>(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りがあった者でないこと。</p> <p>(5) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。</p> <p>(6) 佐賀県警察、佐賀県その他の官公庁が必要とする物品の賃貸借契約について、相当期間の実績を有する者であること。</p> <p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成20年6月30日(月)の17時までに、下記4の(1)の場所に提出(郵送での提出可)しなければならない。提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められたもの限り、入札の参加者とする。</p> <p>なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>(1) 入札参加届(入札参加届等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で提出すること。)</p> <p>(2) 納入しようとする機器のメーカー名、品名及び型名を記載した一覧表</p> <p>(3) 納入しようとする機器の機能を説明できる書類、カタログ等</p> <p>(4) 保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる書類</p> <p>(5) 官公庁との賃貸借契約の実績証明書</p> <p>4 入札手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当部局</p>	<p>郵便番号840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号</p> <p>佐賀県警察本部警務部会計課 用度係 電話 0952-24-1111(内線2237) FAX 0952-24-5972</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所</p> <p>ア 交付期間 公報登載日から平成20年6月30日(月)までの9時から17時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。</p> <p>イ 交付場所 (1)に同じ。</p> <p>(3) 入札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成20年7月10日(木) 14時00分</p> <p>イ 場所 佐賀県警察本部別館1階入札室</p> <p>(4) 開札の日時及び場所</p> <p>入札終了後直ちに(3)のイの場所において行う。</p> <p>(5) 契約条項を示す場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>(6) 入札方法等に関する事項</p> <p>ア 入札方法</p> <p>落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 入札保証金</p> <p>佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定に該当するときは免除する。</p> <p>ウ 契約保証金</p>
---	--

<p>佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定に該当するときは免除する。</p> <p>エ 落札者の決定方法</p> <p>予定価格の範囲以内で有効な入札を行った者の中で、最低の価格をもって申込みを行ったものを落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、直ちに入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。</p> <p>オ 不落の場合</p> <p>入札で不落となった場合は、再度入札を行う。</p> <p>(7) 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 一人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 法令又は入札に関する条件に違反した者</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約書作成の要否 要</p> <p>(3) 詳細は入札説明書による。</p> <p>(4) この契約は、1994年4月15日、ワラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>	<p>6 Summary</p> <p>(1) The nature and quantity of the products to be leased : IC Driver License Add Registration Unit , 1 set</p> <p>(2) Lease period : from 1 January , 2009 through 31 December , 2013</p> <p>(3) Delivery place: the place that will be appointed in "Saga Prefectural Police" 1 - 1 -16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan</p> <p>(4) Time limit for tender: 2:00 p.m. July 10,2008 by direct delivery</p> <p>(5) A contact point for the notice: Finance Section, Police Administration, Department Saga Prefectural Police Headquarters, 1 - 1 -16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan; Tel.0952-24-1111 Fax.0952-24-5972</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成20年5月20日 収支等命令者 佐賀県警察本部警務部会計課長 吉岡初彦</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品の名称及び数量 ICカード運転免許証チェックシート生成装置 一式</p> <p>(2) 借入物品の使用その他の明細 入札説明書による。</p> <p>(3) 借入期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで (60か月)</p> <p>(4) 納入場所 佐賀県警察本部運転免許センター (詳細は入札説明書による。)</p> <p>2 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しな</p>
--	---

<p>い者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされているものは除く。)でないこと。</p> <p>(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされているものは除く。)でないこと。</p> <p>(4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りがあった者でないこと。</p> <p>(5) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。</p> <p>(6) 佐賀県警察、佐賀県その他の官公庁が必要とする物品の賃貸借契約について、相当期間の実績を有する者であること。</p> <p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成20年6月30日(月)の17時までに、下記4の(1)の場所に提出(郵送での提出可)しなければならない。提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められたものに限って、入札の参加者とする。</p> <p>なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>(1) 入札参加届(入札参加届等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で提出すること。)</p> <p>(2) 納入しようとする機器のメーカー名、品名及び型名を記載した一覧表</p> <p>(3) 納入しようとする機器の機能を説明できる書類、カタログ等</p> <p>(4) 保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速</p>	<p>やかに提供することができる」と確認することができる書類</p> <p>(5) 官公庁との賃貸借契約の実績証明書</p> <p>4 入札手続等に関する事項</p> <p>(1) 担当部局 郵便番号840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部警務部会計課 用度係 電話 0952-24-1111(内線2237) FAX 0952-24-5972</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 ア 交付期間 公報登載日から平成20年6月30日(月)までの9時から17時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 イ 交付場所 (1)に同じ。</p> <p>(3) 入札の日時及び場所 ア 日時 平成20年7月10日(木) 13時30分 イ 場所 佐賀県警察本部別館1階入札室</p> <p>(4) 開札の日時及び場所 入札終了後直ちに(3)のイの場所において行う。</p> <p>(5) 契約条項を示す場所 (1)に同じ。</p> <p>(6) 入札方法等に関する事項 ア 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
---	---

イ 入札保証金  
佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定に該当するときは免除する。

ウ 契約保証金  
佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定に該当するときは免除する。

エ 落札者の決定方法  
予定価格の範囲以内で有効な入札を行った者の中で、最低の価格をもって申込みを行ったものを落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、直ちに入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

オ 不落の場合  
入札で不落となった場合は、再度入札を行う。

(7) 入札の無効  
次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
  - イ 当該競争入札について不正行為を行った者
  - ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
  - エ 一人で2以上の入札をした者
  - オ 代理人でその資格のないもの
  - カ 法令又は入札に関する条件に違反した者
  - ク その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 詳細は入札説明書による。
- (4) この契約は、1994年4月15日、マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be leased :  
IC Driver License make Checkcode Unit , 1 set
- (2) Lease period : from 1 January , 2009 through 31 December , 2013
- (3) Delivery place: the place that will be appointed in "Saga Prefectural Police"  
1 - 1 -16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan
- (4) Time limit for tender: 1 :30 p.m. July 10,2008 by direct delivery
- (5) A contact point for the notice: Finance Section, Police Administration, Department Saga Prefectural Police Headquarters, 1 - 1 -16 Matsubara, Saga-City, Saga, 840-8540 Japan; Tel.0952-24-1111 Fax.0952-24-5972

○ 正 誤

平成二十年三月三十一日付け佐賀県公報第一三〇三七号中訂正

頁	題出	誤	正
6	下段 右から六行目及び一 五行目並びに左から 一〇行目	二本柳二四〇番一地先	二本橋一六三〇番四地先
6	下段 右から一〇行目及び 二〇行目並びに左か ら六行目	二本黒木一五九三番一地先	二本柳二四一番一地先

購読料 一か年三三、三〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年五月二十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社